1. 検討経緯

成瀬ダム建設事業については、平成22年9月28日に国土交通大臣から東北地方整備局長に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう指示があり、同日付けで検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(以下「検証要領細目」という。)に基づき、「ダム事業の検証に係る検討」を実施するよう指示があった。

東北地方整備局では、検証要領細目に基づき、成瀬ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(以下「検討の場」という。)を平成22年11月17日に設置し、検討を進めるにあたっては、検討の場を公開で開催するなど検討の場の進め方に関する事項を定めた。その後、表1.2-2に示すとおり計4回の検討の場を開催し、成瀬ダム建設事業における洪水調節、新規利水(かんがい、水道)、流水の正常な機能の維持の3つの目的について、目的別の総合評価及び総合的な評価を行った。

この間、平成23年10月22日より11月21日まで、「今回立案した各目的別の対策案以外の具体的対策案の提案」、及び「各目的別の対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見」を対象としたパブリックコメントを行った。なお、成瀬ダム建設事業の検証に係る検討フローを図1.1-1に示す。

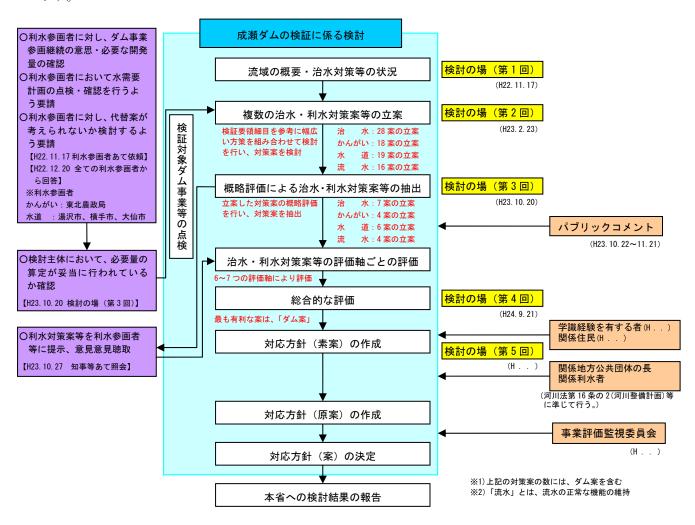


図 1.1-1 成瀬ダム建設事業の検証に係る検討フロー

1.1 検証に係る検討手順

成瀬ダム建設事業の検証に係る検討(以下「成瀬ダム検証」という。)では、「事業の必要性等に関する視点」のうち、「事業を巡る社会情勢等の変化、事業の進捗状況(検証対象ダム事業等の点検)」に関して、流域及び河川の概要、検証対象ダム事業の概要について整理し、検証対象ダム事業等の点検を行い、「事業の投資効果」に関して、費用対効果分析を行った。

流域及び河川の概要の整理結果については 2. に、検証対象ダム事業の概要の整理結果については 3. に示すとおりである。

検証対象ダム事業等の点検については、総事業費、工期、堆砂計画や過去の洪水実績など計画 の前提となっているデータ等について、点検を行った。その結果は 4.1 に示すとおりである。

次に、成瀬ダム検証では、「事業の進捗の見込みの視点、コストや実現性の視点」から、「複数の治水対策案、新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案の立案」、「概略評価による治水対策案、新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案の抽出」、「治水対策案、新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を評価軸ごとに評価」、「目的別の総合評価の検討」を行い、最終的に、「検証対象ダムの総合的な評価」を行った。

これらの検討経緯の概要は、以下のとおりである。

なお、雄物川水系は、「河川整備計画が策定されていない水系」に該当するため、河川整備計画相当の目標は、「雄物川水系河川整備計画【国管理区間】(素案)(平成21年6月15日「第5回 雄物川水系河川整備学識者懇談会)」を基に、河川整備計画に相当する整備内容の案(本項において、以下「河川整備計画相当案」という。)を設定して検討した。

1.1.1 治水 (洪水調節)

検証要領細目第4に基づき、複数の治水対策案の立案、概略評価による治水対策案の抽出、 治水対策案の評価軸ごとの評価及び目的別の総合評価(洪水調節)を行った。

(1) 複数の治水対策案の立案

複数の治水対策案は、河川整備計画相当案において想定している目標と同程度の目標を 達成することを基本として、複数の治水対策案の1つは成瀬ダムを含む案として、その他 に成瀬ダムを含まない方法による計 28 案の治水対策案を立案した。その結果等は 4.2.1 ~4.2.4 に示すとおりである。

(2) 概略評価による治水対策案の抽出

28 案の治水対策案について、概略評価を行い、成瀬ダムを含む 7 案の治水対策案の抽出を行った。その結果等は 4.2.5 に示すとおりである。

(3) 治水対策案を評価軸ごとに評価、目的別の総合評価

概略評価により抽出した7案の治水対策案について、7つの評価軸ごとに評価し、さらに目的別の総合評価を行った。その結果等は4.2.6及び4.6.1に示すとおりである。

1.1.2 新規利水

検証要領細目第4に基づき、複数の新規利水対策案の立案、概略評価による新規利水対策案 の抽出、新規利水対策案の評価軸ごとの評価及び目的別の総合評価を行った。

(1) かんがい

1) 利水参画者に対する確認・要請

成瀬ダム建設事業の利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思、必要な開発量の確認、水需給計画の確認及び代替案が考えられないか検討するよう平成22年11月17日付け文書にて要請し、利水参画者からの回答を得た。その上で、必要量の算出が妥当に行われているかを確認した。その結果等は4.3.1及び4.3.2に示すとおりである。

2) 複数の新規利水対策案の立案

複数の新規利水対策案(かんがい)は、利水参画者に対して確認した必要な開発量を確保することを基本として、ダム事業者や水利使用許可者として有している情報に基づき可能な範囲で検討を行い、複数の新規利水対策案(かんがい)の1つは、成瀬ダムを含む案として、その他に成瀬ダムを含まない方法による計 18 案の新規利水対策案(かんがい)を立案した。その結果等は 4.3.3 及び 4.3.4 に示すとおりである。

3) 概略評価による新規利水対策案の抽出

18 案の新規利水対策案(かんがい)について、概略評価を行い、成瀬ダムを含む 4 案の新規利水対策案(かんがい)の抽出を行った。その結果等は 4.3.5 に示すとおりである。

4) 複数の新規利水対策案を利水参画者等へ提示、意見聴取

概略評価により抽出した4案の新規利水対策案(かんがい)について、利水参画者等に提示し、意見聴取を平成23年10月27日付け文書にて行い、利水参画者等から回答を得た。その結果等は4.3.6に示すとおりである。

5) 新規利水対策案を評価軸ごとに評価、目的別の総合評価

概略評価により抽出した4案の新規利水対策案(かんがい)について、6つの評価軸ごとに評価し、さらに目的別の総合評価を行った。その結果等は4.3.7及び4.6.2に示すとおりである。

(2) 水道

1) 利水参画者に対する確認・要請

成瀬ダム建設事業の利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思、必要な開発量の確認、水需給計画の点検、確認及び代替案が考えられないか検討するよう平成 22 年 11 月 17 日付け文書にて要請し、利水参画者からの回答を得た。その上で、必要量の算出が妥当に行われているかを確認した。その結果等は 4.4.1 及び 4.4.2 に示すとおりである。

2) 複数の新規利水対策案の立案

複数の新規利水対策案(水道)は、利水参画者に対して確認した必要な開発量を確保することを基本として、ダム事業者や水利使用許可者として有している情報に基づき可能な範囲で検討を行い、複数の新規利水対策案(水道)の1つは、成瀬ダムを含む案として、その他に成瀬ダムを含まない方法による計19案の新規利水対策案(水道)を立案した。その結果等は4.4.3及び4.4.4に示すとおりである。

3) 概略評価による新規利水対策案の抽出

19 案の新規利水対策案(水道)について、概略評価を行い、成瀬ダムを含む 6 案の新規利水対策案(水道)の抽出を行った。その結果等は 4.4.5 に示すとおりである。

4) 複数の新規利水対策案を利水参画者等へ提示、意見聴取

概略評価により抽出した6案の新規利水対策案(水道)について、利水参画者等に提示し、意見聴取を平成23年10月27日付け文書にて行い、利水参画者等から回答を得た。その結果等は4.4.6に示すとおりである。

5) 新規利水対策案を評価軸ごとに評価、目的別の総合評価

概略評価により抽出した6案の新規利水対策案(水道)について、6つの評価軸ごとに評価し、さらに目的別の総合評価を行った。その結果等は4.4.7及び4.6.3に示すとおりである。

1.1.3 流水の正常な機能の維持

検証要領細目第 4 に基づき、複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案、概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出、流水の正常な機能の維持対策案の評価軸ごとの評価 及び目的別の総合評価を行った。

(1) 複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案

複数の流水の正常な機能の維持対策案は、河川整備計画相当案において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本とし、複数の流水の正常な機能の維持対策案の1つは、成瀬ダムを含む案として、その他に成瀬ダムを含まない方法による流水の正常な機能の維持対策による計16案を立案した。その結果等は4.5.1~4.5.3に示すとおりである。

(2) 概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出

16 案の流水の正常な機能の維持対策案について、概略評価を行い、成瀬ダムを含む 4 案の流水の正常な機能の維持対策案の抽出を行った。その結果等は 4.5.4 に示すとおりである。

(3) 複数の流水の正常な機能の維持対策案を利水参画者等へ提示、意見聴取

概略評価により抽出した4案の流水の正常な機能の維持対策案について、利水参画者等に提示し、意見聴取を平成23年10月27日付け文書にて行い、利水参画者等から回答を得た。その結果等は4.5.5に示すとおりである。

(4) 流水の正常な機能の維持対策案を評価軸ごとに評価、目的別の総合評価

概略評価により抽出した4案の流水の正常な機能の維持対策案について、6つの評価軸ごとに評価し、さらに目的別の総合評価を行った。その結果等は4.5.6及び4.6.4に示すとおりである。

1.1.4 総合的な評価

各目的別の検討を踏まえて、成瀬ダム建設事業に関する総合的な評価を行った。総合的な評価を行った結果及びその結果に至った理由は 4.7 に示すとおりである。

1.1.5 費用対効果分析

費用対効果分析について、「治水経済調査マニュアル(案)」等に基づき算定を行った。その 結果等は 5. に示すとおりである。

1.2 情報公開、意見聴取等の進め方

1.2.1 関係地方公共団体からなる検討の場

成瀬ダム検証を進めるにあたり、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検証を進めることを目的として、検討の場を平成22年11月17日に設置し、その後平成24年9月21日までに4回開催した。その結果等は6.1に示すとおりである。

なお、構成員は、秋田県知事のほか、雄物川流域の5市2町1村のうち、成瀬ダム建設事業の治水・利水計画に関わる秋田市、横手市、湯沢市、大仙市、羽後町、東成瀬村の4市1町1村とした。

表 1.2-1 検討の場の構成

| 区分 | 構成員 |
|------|----------|
| 構成員 | 秋田県知事 |
| | 秋田市長 |
| | 横手市長 |
| | 湯沢市長 |
| | 大仙市長 |
| | 羽後町長 |
| | 東成瀬村長 |
| 検討主体 | 東北地方整備局長 |

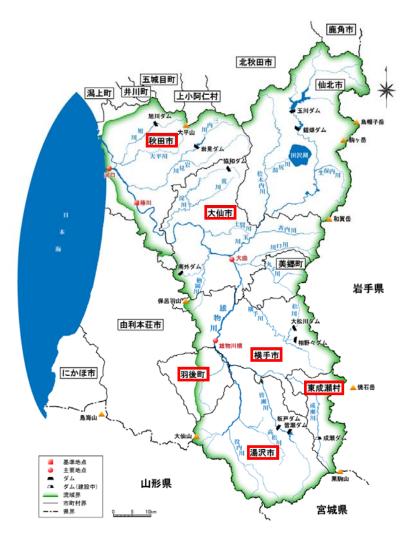


図 1.2-1 雄物川水系流域図

表 1.2-2 検討の場の実施経緯

(平成24年9月21日現在)

| 月日 | 検討内容 | |
|-------------------|------------|------------------------------|
| 平成 22 年 9 月 28 日 | ダム事業の検証に | ・国土交通大臣から東北地方整備局長に指示 |
| | 係る検討指示 | |
| 平成 22 年 11 月 17 日 | 検討の場(第1回) | ■検討の場の設置 |
| | | ■規約について |
| | | ■公開方法について |
| | | ■検討手順の概要(案)について |
| 平成 23 年 2 月 23 日 | 検討の場 (第2回) | ■流域及び河川の概要 |
| | | ■検証対象ダムの概要 |
| | | ■検証対象ダム事業等の点検 |
| | | ■複数の治水・利水対策案の立案 |
| | | ・治水 26 方策の適用性判定 |
| | | ・利水 17 方策の適用性判定 |
| | | ・流水の正常な機能の維持 17 方策の適用性判定 |
| 平成 23 年 10 月 20 日 | 検討の場 (第3回) | ■検証対象ダム事業等の点検 |
| | | ・総事業費、工期、堆砂計画の点検結果 |
| | | ■複数の治水・利水対策案の立案 |
| | | ・複数の治水対策案の立案と概略評価 |
| | | ・複数の利水等対策案の立案と概略評価 |
| | | ■パブリックコメント等について |
| | | ・「今回立案した各目的別の対策案以外の具体的対策案の提 |
| | | 案」及び「各目的別の対策案に係る概略評価及び抽出に対 |
| | | する意見」 |
| 平成 24 年 9 月 21 日 | 検討の場(第4回) | ■事業等の点検 |
| | | ・計画の前提となっているデータ等の詳細点検 |
| | | ■パブリックコメントで頂いた意見について |
| | | ・「概略評価による各目的別の対策案の抽出」「各目的別の対 |
| | | 策案の立案」についての意見を紹介 |
| | | ・各目的別の対策案に関するパブリックコメントに対する検 |
| | | 討主体の考え方を説明 |
| | | ■利水参画者等の意見について |
| | | ■パブリックコメントを踏まえた治水対策案等の立案と概略 |
| | | 評価 |
| | | ■治水対策案等の評価軸ごとの評価及び総合評価 |
| | | ・各目的別の評価軸ごとの評価 |
| | | ・目的別の総合評価 |
| | | ・総合的な評価 |
| | | ■総合的な評価 |
| | | ・成瀬ダム建設事業の総合的な評価 |
| | | ■意見聴取等の進め方について |

1.2.2 パブリックコメント

検討の過程においては、主要な段階でパブリックコメントを実施することとしており、平成 23 年 10 月 22 日より 11 月 21 日までの 31 日間に、「今回立案した各目的別の対策案以外の具体的対策案の提案」及び「各目的別の対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見」を対象としたパブリックコメントを行い、個人 15 名の他、4 つの企業・団体からご意見、ご提案をいただいた。その結果は 6.2 に示すとおりである。

1.2.3 意見聴取

今後、河川法第 16 条の 2 等に準じて、学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者からの意見聴取を実施し、その経緯について記述する予定。

1.2.4 事業評価

今後、東北地方整備局事業評価監視委員会(以下、「事業評価監視委員会」という。)に対して意見聴取を行い、その経緯について記述する予定。

1.2.5 情報公開

本検討にあたっては、透明性の確保を図ることを目的として、以下のとおり情報公開を行った。

- ・ 検討の場及びパブリックコメントの実施について、事前に報道機関に記者発表するととも に、東北地方整備局及び湯沢河川国道事務所のホームページで公表した。
- ・ 検討の場は原則として報道機関及び傍聴希望者に公開するとともに、関係資料、議事録を 東北地方整備局及び湯沢河川国道事務所のホームページで公表した。